

NPO総合保険簡単見積シート

(この用紙を作成しメールかFAXにて送信下さい)

NPO保険引受に関する聞き取り書(見積依頼書)

記入日 年 月 日

団体名称 (契約者名称)	※読みにくい仮名は必ずご記入下さい 法人・個人		申込者氏名になりますので正確にご記入下さい。
団体代表者 役職・氏名	※氏名のフリガナもお願いします		役職名称を必ずお書き下さい。
団体住所 (契約住所)	〒		郵便物が届く住所(事務所所在地等)をお書き下さい。
連絡先	TEL	— — FAX	— —
	携帯TEL	— —	※平日に連絡のとれる連絡先
	お名前	mail	
活動内容			
団体構成 人数	人	役員・事務員・活動者・登録者等の合計人数	
活動延べ 時間	時間	例：5月1日3人参加、Aさん3時間、Bさん2時間、Cさん4.5時間の場合この日の活動時間9.5時間。この1年分の集計(事務局活動のほか理事会・総会などNPO活動全てに携わる時間です。初年度の場合は活動の予定で計算して下さい。)	
活動述べ 人数	人	例：5月1日3人参加A・B・Cさん、5月2日A・B・F・Gさん、5月3日A・B・C・D・E・F・Gさんこの期間の合計延べ14人。この1年分の集計。(上記の時間と同じようにNPO活動全てに携わっている人数の延べです。)	

上記活動延べ時間・人数は会社で言うタイムカード的なものです。報告用紙は月単位での報告になります。契約になりましたら報告用のエクセル等のファイルをメールにてお送りします。

送付先 FAX 079-456-0882

e-mail m_hata@ibnhd.com

見積書はメールで送信します。

↑アンダーバーです

非営利活動団体（NPOその他）

御中

- ・非営利活動団体(NPO)賠償責任特約セット施設所有(管理)者・生産物賠償責任保険
- ・非営利活動団体傷害保険特約セット普通傷害保険
- ・約定履行費用保険
- ・身元信用保険

令和元年10月1日以降始期契約用

NPO団体の活動をトータルにサポートします！

NPO活動総合保険のご案内

2019年 11月 1日

[引受保険会社]

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

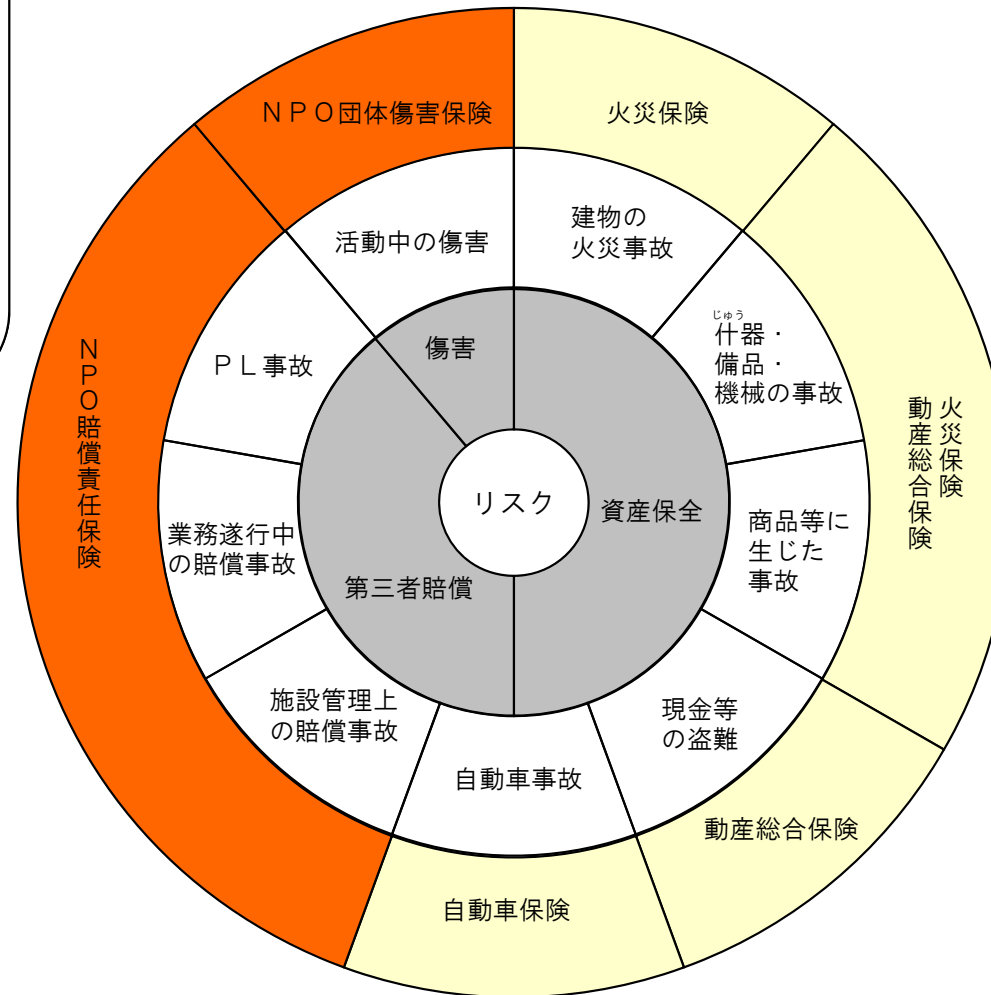
このたびは、貴団体の事業運営に関わる保険リスクに関して、ご提案の機会を得られましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、NPO団体が安心して活動できる環境づくりの一助に、団体や会員個人がそれぞれ負担する損害賠償責任と活動中の会員の傷害などを包括して補償する「NPO（非営利活動団体）活動総合保険」をご用意しております。

以下のご提案についてご検討いただき、是非ともご採用くださいますようお願い申し上げます。

敬具

NPOをとりまくリスクには、その活動場面によってさまざまな種類があります。貴団体に関わるリスクを十分にご認識いただき、それに対応する保険に加入するなど、万一の事故に対する備えが必要です。



NPO活動総合保険とは…

NPO団体およびNPO団体の構成員（理事・監事、職員、会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生など）の皆さまの活動を取りまく危険を総合的にカバーする、NPO団体専用の総合補償プランです。

【ご契約者】

- 特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく特定非営利活動法人
- 非営利活動^(注)を行うことを主たる目的として設立された団体（法人であるか否かを問いません。）

(注) 非営利活動とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動のうちいずれかに該当する活動であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として市民が行う自由な社会貢献活動をいいます。なお、営利を目的とする活動は含みません。

【被保険者（補償の対象となる方）】

NPO団体、NPO団体の構成員（理事・監事、職員、会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生など）

- ※1 NPO団体傷害保険では、NPO団体自体は被保険者となりません。
- ※2 右記オプション契約(c)(d)は、NPO団体のみが被保険者となります。

このプランの特長

- ①NPO団体を取りまくさまざまなリスクに関わる補償がパッケージされています。
- ②必要に応じ、基本契約に各種のオプション契約を自由にセットすることができます（オプション契約のみのお引受はできません）。

例) (a)NPO賠償責任保険 + (c)感染症見舞金補償保険

- ③職員、会員の方の記名は不要です。

非営利活動団体（NPO団体）総合補償プラン

基本契約

(a)NPO賠償責任保険

(非営利活動団体(NPO)賠償責任特約セット施設所有(管理)者・生産物賠償責任保険)
NPO活動中の第三者に対する損害賠償責任をカバーします。

NPO賠償責任保険の特約

- ①人格権侵害補償特約 【自動セット】
 - ②経済的損害補償特約 【任意セット】
 - ③借用自動車危険補償特約 【任意セット】
- 特約の補償内容は4ページをご参照ください。

(b)NPO団体傷害保険

(非営利活動団体傷害保険特約セット普通傷害保険)
NPOの会員が活動中に被った傷害をカバーします。
基本契約は(a)(b)のいずれか一つまたは両方セットでご契約ください。

主なオプション契約

(c)感染症見舞金補償保険（約定履行費用保険）

NPOの役職員、会員が活動中に万一感染症にかかった場合、NPOが定める補償規定に基づきNPOが「感染症見舞金」を補償することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

(d)身元信用保険

NPOの会員が活動先で職務上の地位を利用して行った横領などにより被ったNPO団体の賠償責任などをカバーします。

オプション契約は基本契約とセットでご契約ください。
上記以外のオプション契約は13ページをご参照ください。

NPO団体が保険契約者となり、NPO団体の活動の遂行にあたり発生した、次の法律上の損害賠償責任または費用を負担することによって被る損害を総合的に補償する保険です。

* 詳細は「NPO賠償責任保険の補償内容」(8～10ページ)をご参照ください。

特約	補償	事故例
非営利活動団体(NPO)賠償責任特約(自動セット)	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO団体の活動中・活動の結果、または所有、使用もしくは管理する施設に起因する損害賠償責任 ○被保険者である職員・会員等の相互間の身体の障害・財物の損壊に関わる損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護を行っていたところ、誤って手を滑らせ利用者にケガを負わせてしまった。利用者はサービス業務を請け負った団体に治療費の支払を求めてきた(他人にケガをさせた)。 ○ボランティアとして出かけて行った会員が、先方会場で実演中に備品を壊してしまった(他人の所有物の損壊)。 ○NPO団体主催のセミナーで配られた弁当が原因で食中毒が発生。受講者が入院することとなり、治療費を請求された(他人に障害を負わせた)。 ○イベント準備で器材を運び入れている際に、居合わせた他の会員の足に器材を落としてケガをさせてしまった(他の会員にケガをさせた)。  
対人見舞費用補償	○対人事故が発生した場合、法律上の損害賠償責任を負担することなく当社の同意を得て慣習として支払った見舞金	○野球教室で、引率していた子供がケガをし、管理責任は問われなかったものの、見舞金を払うこととなった(ケガの見舞金)。
管理財物損壊補償	○他人の財物(レンタル用品も含まれます。)の損壊または詐取に関わる損害賠償責任	○NPO団体の行事を実施するために借りてきたテレビを誤って壊してしまった。(レンタル品の損壊)。
事故対応費用補償	○事故が保険期間中に発生した場合において、当社の同意を得て支出した次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・事故現場の保存、写真撮影、後片づけの費用 ・事故の謝罪のための広告に要した費用 ・訴訟、仲裁、和解、調停など訴訟に関する対応費用、文書作成費用、訴訟対応のための使用人の超過勤務の手当等 	○会員の不手際により利用者が大ケガをした。急遽スタッフを派遣し事故処理にあたらせることとなったが、出張費等の支出が発生した(事故対応費用)。
人格権侵害補償特約【自動セット】	○利用者に対する不当な身体 <small>き</small> の拘束や名誉毀損、プライバシーの侵害による損害賠償責任	○相談業務を通じて知り得たことをうっかり他言してしまい、プライバシーの侵害で訴えられた(人格権侵害)。
経済的損害補償特約【任意セット】	○ケアプランの作成遅延や介護認定申請代行の失念等ケアマネジメント業務に起因して、利用者に対して経済的損害を与えた場合の損害賠償責任	○介護保険のケアプラン作成が遅れたことにより保険給付が遅れ、給付されなかった分を損害賠償請求された(経済的損害)。
借用自動車危険補償特約【任意セット】	○借用自動車(レンタカーを除きます。)の使用・管理に起因する対人・対物事故および借用自動車の損壊等の事故によって被る損害に対してその自動車の自動車保険に上乗せして補償	○団体のチャリティバザーに集まった出展品を運ぶため、近所の家から軽トラックを借りてきたが、軽トラックを壊してしまった(借用自動車の損壊)。

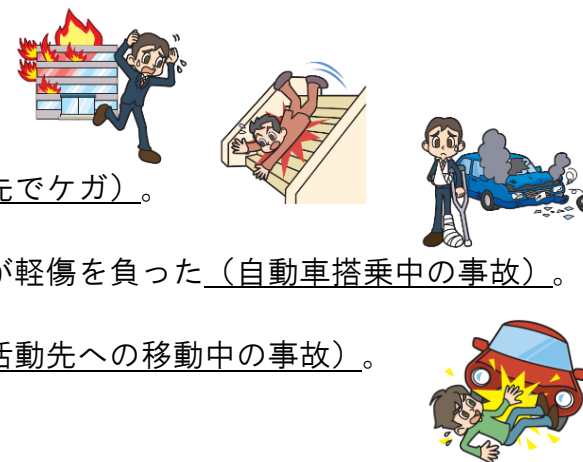
NPO団体の構成員^(注)が、NPO団体の管理下において、そのNPO団体の目的に従って活動中あるいは自宅とNPO団体活動場所との間の通常経路往復中に、急激かつ偶然な外来の事故(転倒、交通事故など外的要因による事故)でケガをしたり、後遺障害を負ったり、死亡した場合に補償する保険です。

* 詳細は「NPO団体傷害保険の補償内容」(12ページ)をご参照ください。

(注) 団体の構成員とはNPOを構成する理事・監事、職員、会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生などその団体に所属または登録された方をいいます。ただし、その団体が提供するサービスの利用のみを目的とする会員は含みません。

例えばNPO団体活動中のこんな場合を補償します

- ・ 役員が講演先の会場で火災に遭い、避難の途中でヤケドを負った(役員がケガ)。
- ・ 野球教室で、参加者を誘導中に足を踏み外して転倒し足を骨折した(会員が活動先でケガ)。
- ・ スタッフを、団体主催のイベント会場へマイカーで搬送中、事故が発生して全員が軽傷を負った(自動車搭乗中の事故)。
- ・ ボランティアが自宅から利用者宅へ向かう途中、自動車事故に遭いケガをした(活動先への移動中の事故)。



- 細菌性・ウイルス性食中毒や地震・噴火・津波等の天災により傷害を被った場合なども、特約をセットいただくことによりこの保険で補償できます。
- 健康保険、生命保険あるいは加害者からの損害賠償金などとは関係なく保険金をお支払いしますので、団体としての補償制度が充実します。
- 入院や通院した場合、1日目から保険金お支払いの対象となります。
- 準記名式なので、被保険者名を記名する必要がありません(被保険者(補償の対象となる方)全員の名簿の備付けをお願いします。)

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる主な保険契約です。
NPO賠償責任保険またはNPO団体傷害保険とセットでご契約ください。

* 詳細および下記以外のオプション契約については、「オプション契約の補償内容【任意セット】」(13ページ)をご参照ください。

感染症見舞金補償保険（約定履行費用保険）

会員が活動中に1類～3類（※）またはHIV・MRSAなどの感染症に罹患し、入院または通院したことに對し、NPO団体自体が補償規定等に基づいて支払う見舞金を補償します。



（事故例）

会員がホームヘルプに際し、結核に感染して入院した。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める第1～3類感染症
細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス、O-157など

身元信用保険

会員が活動遂行先で職務上の地位を利用して行った窃盗・横領等が原因で、NPO団体自体が被害者から損害賠償請求された場合等を補償します。



（事故例）

会員が、利用者から預かった通帳から勝手にお金を引出し、費消してしまった。そのため、NPO団体に監督責任としての損害賠償責任が求められた。

基本契約 (いずれか一つまたは両方を選択)	NPO賠償責任保険	補償項目		補償金額 (支払限度額)	
		賠償責任 (免責金額なし)	施設・生産物 対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
			受託物・借用財物(管理財物)	1事故・保険期間中	50万円(現金・小切手の場合は10万円)
			人格権侵害	1名(1事故・保険期間中)	50万円(100万円)
		事故対応費用		1事故・保険期間中	500万円
		見舞費用	死亡		50万円
			後遺障害		後遺障害の程度に応じて 2万円～50万円
			入院期間に応じて2～10万円/治療期間に応じて1～5万円		
		<任意セット> 経済的損害補償特約(免責金額なし)		1事故(保険期間中)	100万円(300万円)
		<任意セット> 借用自動車危険補償特約 (免責金額なし)	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
車両(管理自動車)	1事故		200万円		

NPO団体 傷害保険	補償項目	補償金額(保険金額)
	死亡・後遺障害保険金額	200万円
	入院保険金日額(入院保険金支払対象期間180日)	1日につき2,000円
	手術保険金	①入院中に受けた手術：入院保険金日額の10倍 ②上記①以外の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金日額		1日につき1,000円

<NPO団体傷害保険>
 ※保険金額はご希望に応じて設定できます。
 ※ご希望に応じ、天災危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約(被保険者が満23才未満もしくは学生・生徒のみの団体に限り)をセットすることができます。

オプション 契約	契約(保険)名	補償金額(保険金額・支払限度額)	
	感染症見舞金補償保険 (約定履行費用保険)	死亡(葬祭見舞金)	100万円
		入・通院日数 31日以上	7万円
		入・通院日数 8日～30日	5万円
		入・通院日数 7日以下	3万円
身元信用保険	1名(保険期間中)	200万円(500万円)	

- ご契約方法
- ①団体として構成員(役職員・会員・協力会員など)の名簿を備付けていただきます。備付けの名簿に記載された方が補償の対象になります。
 - ②NPO賠償責任保険、NPO団体傷害保険、感染症見舞金補償保険は、お申し込み時に、暫定保険料(過去1年間の延べ活動時間などにより見込まれる暫定の活動実態により計算)を頂戴し、保険期間(ご契約期間)終了時に、暫定保険料と確定保険料(1年間の活動実態により算出)との差額を精算(確定精算)いたします。確定精算を不要とする契約方式をご選択いただくことも可能です。
 - ③保険期間途中で会員の増減があった場合、その都度名簿を提出していただく必要はありません。
 - ④感染症見舞金補償保険をセットする場合は、団体に災害補償に関する規定等を設ける必要があります。
 - ⑤傷害保険の保険料は被保険者の活動内容によって異なります。告知していただいた活動内容が事実と反する場合、補償が受けられなくなる場合があります。

【1】NPO賠償責任保険の補償内容

(1)賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、生産物特別約款および非営利活動団体(NPO)賠償責任特約については下記のとおりです。

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額							
<p>【施設所有（管理）者賠償責任保険】 次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊（注1）について、被保険者（注2）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （1）非営利活動（NPO）団体が団体活動のために所有、使用または管理するすべての不動産に起因する偶然な事故 （2）団体活動に起因する偶然な事故</p> <p>【生産物賠償責任（PL）保険】 次の事故により、発生した他人の身体の障害または財物の損壊（注1）について、被保険者（注2）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （1）被保険者の占有を離れた団体活動の目的として生産、販売または提供したすべての財物（生産物）に起因する偶然な事故 （2）被保険者が行った団体活動の終了（引渡しを要する場合は引渡をもって団体活動の終了とします。）または放棄の後のその団体活動の結果に起因する偶然な事故</p> <p>（注1）財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取を含み、詐取または横領を除きます。 （注2）「被保険者」とは、補償の対象となる方をいい、この保険では次の方です。 ①非営利活動（NPO）団体 ②非営利活動団体の構成員（理事・監事、職員、会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生等）</p> <p>【他の被保険者との関係】 この保険では被保険者である団体、役職員、会員等相互間の損害賠償責任を補償します。ただし、被害者が団体および理事、役員ならびに職務遂行中の社員、職員である場合を除きます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤協力費用 当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保 険 金 の 額</td> <td style="padding: 0 10px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">①損害賠償金</td> <td style="padding: 0 10px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用</td> <td style="padding: 0 10px;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本契約の 免責金額 (自己負担額)</td> </tr> </table> </div> <p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p> <p>※ 左記【生産物賠償責任（PL）保険】（1）（2）による事故により保険金をお支払いした場合は、「保険期間中の支払限度額」が減額されます。</p>	保 険 金 の 額	=	①損害賠償金	+	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用	-	基本契約の 免責金額 (自己負担額)
保 険 金 の 額	=	①損害賠償金	+	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用	-	基本契約の 免責金額 (自己負担額)		

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

【共通】

次の損害賠償責任を負担することによって被る損害

- ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ・ 液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ・ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ・ 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- ・ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任
 - ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ③ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為
 - ④ 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為 など

【施設所有（管理）者賠償責任保険】

次の損害賠償責任を負担することによって被る損害

- ・ 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限ります。
- ・ 航空機、昇降機（小荷物専用昇降機を除きます。）、自動車または原動機付自転車（販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・ 施設外における船または車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・ 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いつ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ・ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ・ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。
- ・ LPガスの販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害賠償責任

- ・ 原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または水の汚染によって漁獲高が減少もしくは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任 など

【生産物賠償責任（PL）保険】

次の損害賠償責任を負担することによって被る損害

- ・ 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に基づく損害賠償責任
- ・ 次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。）について負担する損害賠償責任
 - ① 生産物
 - ② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- ・ 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ・ 仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- ・ 完成品（生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物をいいます。以下同様とします。）の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任
- ・ 製造・加工品（注）の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任
（注）次の財物をいいます。
 - ① 生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
 - ② 生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
- ・ 次のいずれかに該当する生産物とその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任
 - ① 医薬品等
 - ② 農薬取締法第2条（定義）に規定する農薬
 - ③ 食品衛生法第4条に規定する食品
- ・ LPガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任

次の費用を負担することによって被る損害

- ・ 生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。） など

(2)自動的にセットされる非営利活動団体(NPO)賠償責任特約において、お支払いする保険金の額に定めがある条項の概要は以下のとおりです。

補償条項名	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額																												
対人見舞費用補償	<p>基本契約においてお支払いの対象となる事故に起因して、他人の身体の障害を生じさせた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金（当社の同意を得たものに限るものとし、弔慰金を含みます。）をお支払いします。</p> <p>※この保険金は、法律上の損害賠償責任が発生しなくてもお支払いしますが、法律上の損害賠償責任を負担して基本契約の保険金が支払われる場合には、この特約の保険金は基本契約の保険金に充当します。</p>	<p>1事故につき被害者1名あたり下表の金額が限度となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(a) 死亡した場合</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(b) 後遺障害が生じた場合</td> <td>程度に応じ2万円～50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(c) 入院・治療の場合</td> <td rowspan="3">入院した期間</td> <td>31日以上</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>15日以上～30日以内</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>8日以上～14日以内</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>7日以内</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">治療した期間</td> <td>31日以上</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>15日以上～30日以内</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>8日以上～14日以内</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>7日以内</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		支払限度額	(a) 死亡した場合		50万円	(b) 後遺障害が生じた場合		程度に応じ2万円～50万円	(c) 入院・治療の場合	入院した期間	31日以上	10万円	15日以上～30日以内	5万円	8日以上～14日以内	3万円	7日以内	2万円	治療した期間	31日以上	5万円	15日以上～30日以内	3万円	8日以上～14日以内	2万円	7日以内	1万円
項目		支払限度額																												
(a) 死亡した場合		50万円																												
(b) 後遺障害が生じた場合		程度に応じ2万円～50万円																												
(c) 入院・治療の場合	入院した期間	31日以上	10万円																											
		15日以上～30日以内	5万円																											
		8日以上～14日以内	3万円																											
	7日以内	2万円																												
治療した期間	31日以上	5万円																												
	15日以上～30日以内	3万円																												
	8日以上～14日以内	2万円																												
7日以内	1万円																													
管理財物損壊補償	<p>被保険者が管理財物（団体活動のために使用または管理する他人の財物をいい、レンタル用品を含み、自動車・原動機付自転車、船舶および航空機を除きます。）の損壊または詐取されたことにより、管理財物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">保険金をお支払いできない主な場合（共通以外）</p> <p>【次の事由に起因する損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する管理財物の事故に起因する損害 ・管理財物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ・管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された管理財物の損壊に起因する損害 ・管理財物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害 ・管理財物の自然の消耗、または管理財物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>1事故および保険期間中50万円が限度となります。</p> <p>※1 現金・小切手は1事故および保険期間中10万円が限度となります。</p> <p>※2 被害管理財物の時価（同等のものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます。）を限度とします。</p>																												
事故対応費用補償	<p>【保険金をお支払いする主な場合】</p> <p>基本契約においてお支払の対象となる事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が当社の同意を得て支出した次の費用をお支払いします。</p> <p>①初期対応費用：事故現場の保存費用、写真撮影費用、事故現場後片付け費用</p> <p>②お詫び広告費用：事故の謝罪のための広告に要した費用</p> <p>③訴訟対応費用：訴訟、仲裁、和解、調停、その他訴訟に関する対応費用、文書作成費用、コピー費用もしくは事故再現実験費用または訴訟対応のために必要となった被保険者の使用人の超過勤務手当</p> <p>1事故および保険期間中500万円が限度となります。</p> <p>※結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。</p>																													

(3)その他の自動的にセットされる特約において、お支払いする保険金の額に定めがある特約の概要は以下のとおりです。

特約名	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払できない主な場合（特約固有）
人格権侵害補償特約	<p>被保険者が団体活動のために保険期間中に所有、使用または管理するすべての不動産、または不動産の用法に伴って遂行する保険期間中の団体活動に起因して、保険期間中に、被保険者もしくは被保険者以外の者が行った次の不当な行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害 <p>1名につき50万円、1事故および保険期間中100万円が限度となります。</p>	<p>【次のいずれかに該当する損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて、被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます）に起因する損害 ・直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ・最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ・事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ・被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害 <p style="text-align: right;">など</p>

【2】NPO賠償責任保険に任意でセットできる主な特約の補償内容

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる主な特約とその概要は下記のとおりです。

詳細につきましては、それぞれの約款および特約をご参照ください。

特約名	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合（特約固有）
経済的損害補償特約 (NPO用)	<p>被保険者が行う団体活動のうち、介護保険法に規定する居宅介護支援業務に起因し、利用者（被保険者の行う居宅介護支援業務におけるサービス等を利用する者をいいます）に与えた経済的損害について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>1 事故100万円、保険期間中300万円が限度となります。</p>	
借用自動車危険補償特約 (NPO用)	<p>【第三者賠償事故】 団体活動中の「借用自動車」(注)の使用または管理に起因する対人・対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。損害額が、その自動車に付保されている自賠責保険等または自動車保険（共済も含まれます）から支払われる保険金を超過する場合には、その超過額に対して1事故および保険期間中2億円を限度にお支払いします。</p> <p>※1 被保険者の範囲 被保険者には、借用自動車の所有者も含まれます。ただし、所有者自身がその借用自動車を使用または管理中の自動車に起因する第三者賠償事故によって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>※2 他の被保険者との関係 被保険者のうち、団体に登録した個人（会員、ボランティア、研修受講生等）相互間の損害賠償責任に限り補償します。</p> <p>【借用自動車賠償事故】 「借用自動車」(注)を団体活動のために所有、使用もしくは管理する施設内に管理されている間や団体活動中に施設外で使用または管理している間に、損壊または詐欺されたことにより、借用自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。事故の生じた地および時における被害自動車の価額（被害自動車と同一車種、同年式で同じ消耗度の自動車の市場販売価額相当額をいいます。）からその借用自動車に締結されている自動車保険により支払われる保険金の額を差し引いた額を超えないものとし、1事故につき200万円を限度にお支払いします。</p> <p>(注)「借用自動車」については、次の自動車を除きます。</p> <p>①運転者本人、その配偶者、運転者の同居の親族または法定代理人が所有する自動車 ②団体が所有する自動車 ③レンタカー ④被保険者、その配偶者、同居の親族または法定代理人が所有する自動車で、専らその団体の団体活動にのみ使用する自動車 ⑤運転者が自動車の運転席を離れ、かつ、所有者とともに団体活動を行っている間の自動車</p>	<p>【第三者賠償事故】 基本契約に同じです。</p> <p>【借用自動車賠償事故】 次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺による損害賠償責任 ・盗取または詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。） ・被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊または詐欺に起因する損害賠償責任 ・自動車が所有者に引き渡された後に発見された自動車の損壊に起因する損害賠償責任 ・次のいずれかに該当する間に生じた自動車の損壊または詐欺に起因する損害賠償責任 <p>①法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している間 ②酒気を帯びた状態で自動車を運転している間 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態の運転者によって運転されている間</p> <p>など</p>

【3】NPO団体傷害保険(非営利活動団体傷害保険特約セット普通傷害保険)の補償内容

NPO団体の管理下における活動行事中に、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により傷害(以下「ケガ」といいます)を被った場合、次の保険金をお支払いします(自宅と活動場所との通常経路往復途上の事故も含まれます)。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によるケガ(*)のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1) ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注2) ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染
後遺障害保険金	事故によるケガ(*)のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)	(2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注3) ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒(注4) (3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(*)を用いて競技等(*)をしている間(ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車を乗用具(*)を用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(*)を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により、乗用具(*)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を乗用具(*)を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を乗用具(*)を用いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を乗用具(*)を使用している間 ②被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用のもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 (*1)乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 (*2)競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具(*)の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。
入院保険金	事故によるケガ(*)の治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	入院保険金日額 × 入院日数	
手術保険金	事故によるケガ(*)の治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術(注1)を受けた場合 (注1)手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および挿入術 ・拔牙手術・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(*)に該当する診療行為(*) (*1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。)	①入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5 ※1 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※2 1事故につき1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。	
通院保険金	事故によるケガ(*)の治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合(注2) (注2)治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	通院保険金日額 × 通院日数	(注1) テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (注2) 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 (注3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (注4) 「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

*ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に発生する中毒症状を含みます。また、「熱中症危険補償特約」がセットされた場合、ケガには日射または熱射による身体の障害を含みます。

オプション契約の補償内容【任意セット】

(注1)NPO賠償責任保険またはNPO団体傷害保険とセットでご契約ください。

(注2)NPO活動総合保険において、約定履行費用保険(感染症見舞金補償・自動車保険料等級ダウン補償)、身元信用保険の被保険者はNPO団体となります。

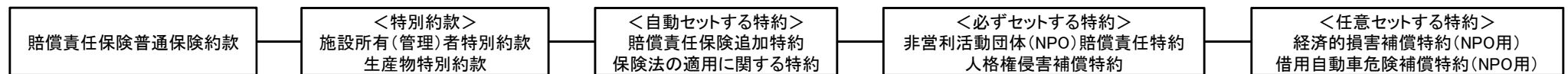
(注3)約定履行費用保険(感染症見舞金補償・自動車保険料等級ダウン補償)では、その補償内容を定めた「災害補償に関する規定等」が、NPO団体の規約として制定されていることが必要です。

オプション契約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
感染症見舞金補償保険(約定履行費用保険普通保険約款+災害等補償費用保険特約+感染症見舞金補償保険特約(NPO用))	被保険者の構成員等が非営利活動団体の活動先においてサービスを実施した際に、下記【対象となる感染症】に記載された感染症に罹患したことにより、被保険者である団体の補償規定(感染症見舞金規定等)に基づき見舞金を支払うことにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。 【対象となる感染症】 ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める第1～3類感染症 ・次に掲げる感染症 後天性免疫不全症候群(HIV)、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA)、疥癬、アトピー性皮膚炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症	1名につき、下記の保険金額が限度となります。 (a) 葬祭費用：100万円 (b) 入院(31日以上)：7万円 (c) 入院(8日以上)：5万円 (d) 入院(7日以下)：3万円 ※ 通院日数は、実際に通院(往診を含みます。)した日数をいい、入院期間中に通院した場合は通院日数に含まれません。	【次のいずれかに該当する損害】 ・保険契約者、被保険者または保険金を受けとるべき者の故意または重大な過失によって生じた損害 ・非営利活動団体の活動に起因しない罹患によって生じた損害 ・約定に基づく金銭等の支払い不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害 など
自動車保険料等級ダウン補償保険(約定履行費用保険普通保険約款+災害等補償費用保険特約+自動車保険料等級ダウン補償保険特約(NPO用))	被保険者の構成員が、非営利活動団体の活動の目的のために自動車(注)を運転中に事故を起こし、その自動車に付保されている自動車保険契約等から(共済金の支払により継続契約に適用される割増引に影響がある自動車共済契約を含みます。)で保険金が支払われる場合、被保険者である団体の定める補償規定(災害補償に関する規程等)に基づき見舞金を団体がその自動車の自動車保険契約者に対して支払うことにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注)ここでいう「自動車」とは、被保険者の所有する自動車およびレンタカーを除きます。	1事故につき、下記の保険金額が限度となります。 (a) 下記(b)および(c)以外の自動車：5万円 (b) 軽自動車および小型二輪自動車：3万円 (c) 原動機付自転車：1万円	【次のいずれかに該当する損害】 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた損害 ・被保険者の活動目的に従った活動以外の間の事故によって生じた損害 ・被保険者の所有する自動車またはレンタカーの事故によって生じた損害 ・約定に基づく金銭等の支払い不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害 など
身元信用保険(身元信用保険普通保険約款+1被保証人支払限度額付無記名式共通契約特別約款)	被保証人が被保険者のためにその業務を遂行するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して、被保険者またはその他の者に対して不誠実行為(注)を保険期間中に行ったことにより、被保険者の被った財産上の直接的積極的損害(その他の者が被った財産上の直接的積極的損害に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を含みます。)に対して、保険金を支払います。 (注)「不誠実行為」とは、窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。	被保証人1名あたり200万円、保険期間中500万円が限度となります。	【次のいずれかに該当する損害】 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動に基づく秩序の混乱または労働争議に乗じた不誠実行為による損害 ・地震、噴火、洪水、高潮または台風に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害 ・核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害 ・法令に違反した行為によって被保険者が取得した財産について生じた損害 ・既に行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させた不誠実行為(穴うめ行為)による損害 ・保険契約の失効日、解除日、解約日または保険期間の末日の翌日から起算して1年を経過した日の翌日以降に発見した不誠実行為による損害 ・加害被保証人名が不明の場合に被保険者が被った損害 など

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款およびご契約の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款および特約」といいます。）をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます。）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み



(2)被保険者の範囲

非営利活動団体（NPO団体）および非営利活動団体（NPO団体）の構成員（理事・監事、職員、会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生などその団体に所属または登録された方）全員
※ただし、非営利活動団体（NPO団体）が提供するサービス等の利用のみを目的とした方を除きます。

(3)補償の内容等

主な保険金の種類とその支払事由については、「NPO賠償責任保険の補償内容」（8～10ページ）、「NPO賠償責任保険の任意セット特約の補償内容」（11ページ）をご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(4)保険期間（ご契約期間）

この保険の保険期間は、1年間でご設定ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。なお、お客さまの保険期間については、保険申込書をご確認ください。

(5)引受条件（保険金額等）

お客さまのご契約の支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書をご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

2. 保険料

保険料は、支払限度額、保険金額、保険期間等によって決まります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

お客さまの保険料につきましては、保険申込書の保険料欄をご確認ください。

3. 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。分割払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります。なお、保険料が20万円以上となる場合には、割増なしで分割払とすることができます（大口分割払）。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。ご契約と同時に暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算いただく方法（確定精算）となります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金、契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約集をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- 被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者が団体の管理下においてその団体の目的に従って活動している間における急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます。）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(2)被保険者の範囲

非営利活動団体（NPO団体）の構成員（理事・監事、職員、会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生などその団体に所属または登録された方）全員

※ただし、非営利活動団体（NPO団体）が提供するサービス等の利用のみを目的とした方を除きます。

(3)補償の内容等

主な保険金の種類とその支払事由については、「NPO団体傷害保険の補償内容」（12ページ）をご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(4)保険期間（ご契約期間）

この保険の保険期間は、1年間でご設定ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。なお、お客さまの保険期間については、保険申込書をご確認ください。

(5)引受条件（保険金額等）

保険金額の設定については、すべての被保険者について同一となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等により決まります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。また、お客さまの保険契約の保険料については、保険申込書をご確認ください。

3. 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。ご契約と同時に暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算いただく方法（確定精算）となります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金、契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

- ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をここに記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- []内に共通と記載された事項は、NPO賠償責任保険・NPO団体傷害保険・約定履行費用保険・身元信用保険に共通する事項です。[]内に保険名が記載されている事項は、その保険に固有の事項です。
- この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約の際は必ず各々の「重要事項のご説明」をご覧ください。ご不明な点につきまして、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1. クーリングオフ（ご契約のお申し込みの撤回等について）【共通】

この保険は、ご契約のお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

2. 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項）【共通】

- （1）保険契約者または被保険者になる方には、危険に関する重要事項のうち、当社が保険申込書にて告知を求める※印の項目（告知事項）について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。
- （2）※印の項目について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。（保険種類ごとに、それぞれ①に該当した場合は、そのご契約を解除させていただくことがあります。）ご契約に際して、今一度お確かめください。

	NPO賠償責任保険	NPO団体傷害保険	約定履行費用保険	身元信用保険
告知事項(保険申込書・明細書・加入申込票の※印の項目)	①この賠償責任保険契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無 ②年間延活動時間数、ケアマネージャー人数 ③ご契約時にご提出いただく付属書類等の記載事項	①同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等 ^(注1) の有無 ②被保険者（定員）数 ③活動行事	①この約定履行費用保険と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無 ②年間延活動時間数 ③ご契約時にご提出いただく付属書類等の記載事項	①この身元信用保険契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無 ②被保険者の業種区分 ③被保険者の業種名 ④被保証人の範囲 ⑤被保証人の人数 ^(注2)

（注1）タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

（注2）被保証人が1名の場合は契約できません。

3. 死亡保険金受取人について【NPO団体傷害保険】

死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

4. 通知義務（ご契約後にご連絡いただく事項）

（1）NPO賠償責任保険

- ①保険契約者または被保険者は下表に記載する通知事項が発生する場合は、あらかじめ代理店・扱者または当社までご連絡ください。あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

通知事項	①ご契約時に提出いただいた付属書類等の記載内容に変更が生じる場合 ②特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合
------	---

- ②譲渡・売却などにより事業・施設等の名義を変更した場合、保険契約者の住所または連絡先を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
- ③その他上記に該当しない場合でも、保険申込書記載事項に変更が発生した場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。

（2）NPO団体傷害保険

- ①保険契約者または被保険者は下表に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡いただく義務（通知義務）があります。保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、下表の通知事項について遅滞なくご連絡いただかなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

通知事項	通知日における被保険者数
------	--------------

- ②保険契約者が住所または連絡先を変更された場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

（3）約定履行費用保険

- ①保険契約者または被保険者は下表に記載する通知事項が発生する場合は、あらかじめ代理店・扱者または当社までご連絡ください。あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

通知事項	①補償内容を定めた「災害補償に関する規程」（名称を問いません。）を変更した場合 ②特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合
------	--

- ②譲渡・売却などにより事業・施設等の名義を変更した場合、保険契約者の住所または連絡先を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
- ③その他上記に該当しない場合でも、保険申込書記載事項に変更が発生した場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。

(4) 身元信用保険

① 保険契約者または被保険者は下表に記載する通知事項が発生する場合は、あらかじめ代理店・扱者または当社までご連絡ください。あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約が解除されり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

通知事項	①被保険者の業種区分を変更する場合 ②被保険者の業種名を変更する場合 ③被保証人の範囲を変更する場合 ④被保証人の人数を変更する場合 ⑤被保証人に対し歩合給制度を新たに導入もしくは廃止する場合
------	--

- ② 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
 ③ その他上記に該当しない場合でも、保険申込書記載事項に変更が発生した場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。

5. 重大事由による解除【共通】

保険金を支払わせることを目的としてケガや損害等が発生させた場合、詐欺を行った場合、複数の保険契約に加入されることで保険金額等の合計額が著しく高額となる場合または保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などについては、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります（損害賠償金に対する保険金を除きます）。

6. 無効・取消し、失効について

下記の事由に該当した場合について、既に払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

- (1) 以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払込みいただいた保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
- ① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合【共通】
 - ② 被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかった場合【NPO団体傷害保険】
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人などの詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込みいただいた保険料は返還できません。【共通】
- (3) 被保険者が死亡(注)された場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払込みいただいた保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
 (注) 死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡された場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。【NPO団体傷害保険】

7. 保険責任開始期

- (1) NPO賠償責任保険、約定履行費用保険
 保険責任は保険期間の初日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。
- (2) NPO団体傷害保険、身元信用保険
 保険責任は保険期間の初日の午前0時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。

8. 確定精算【NPO賠償責任保険、NPO団体傷害保険、約定履行費用保険】

保険期間中の見込人数等を基に計算した暫定保険料によりご契約いただいた保険契約につきましては、保険期間終了後に、確定保険料との差額をご精算いただく契約方式となっております。
 なお、一定の条件に合致した場合には「保険料確定特約」をセットすることにより、確定精算を不要とする契約方式をご選択いただくことも可能です。その場合には、NPO団体傷害保険では、下記の事項をご確認いただき、保険料の確定精算省略に関する同意書兼申告書をご提出いただきますようお願いいたします。NPO賠償責任保険では、保険申込書の「保険料確定特約ご確認欄」に押印をいただきますようお願いいたします。

<ご注意ください事項>

- ① 保険期間中に「保険料確定特約」を削除することはできません。
- ② 保険申込書等ご提出いただく書類の中で「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度または直近1か年の活動実績に基づく活動区分ごとの延べ人数をご申告(記入)ください。NPO賠償責任保険は、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の延べ活動時間をご申告(記入)ください。 ※ご申告いただいた人数を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- ③ 保険期間終了時に人数が減少・増加した場合でも、返還保険料のお支払いまたは追加保険料の請求はいたしません。
- ④ ご契約時にご申告いただいた申告書(付属書類を含みます。)記載の人数等の保険料算出の基礎数値は、お申込み時点で把握可能な最近の会計年度または直近1か年の数値に相違ないかご確認ください。
- ⑤ 保険契約が保険期間中に失効、解除または解約された場合(中途更改を含みます。)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い、保険料を返還・請求します。
- ⑥ 「保険料算出の基礎に係る根拠資料」の内容については、個別に確認させていただく場合があります。
- ⑦ 保険料算出の基礎数値が、保険期間中に著しく変更となる見込みがある場合には、この特約はセットできません。
- ⑧ 「保険料確定特約」をセットした保険契約を解約された場合、「保険料確定特約」をセットしなかった場合に比べて返還保険料が少ない場合があります。

9. 保険金をお支払いできない主な場合【共通】

保険金をお支払いできない主な場合については、「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。詳細は「普通保険約款（・特別約款）・特約集」をご確認ください。

10. 解約と解約返れい金について【共通】

ご契約後、保険契約を解約される場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料などをご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合は、お払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

11. 保険会社破綻時の取扱い

(1) NPO賠償責任保険、約定履行費用保険、身元信用保険

損害保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下個人等といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(2) NPO団体傷害保険

損害保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。NPO団体傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金・解約返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故にかかる保険金は100%補償されます。

12. 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

①事故の発生のご連絡

ア. NPO賠償責任保険

事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

イ. NPO団体傷害保険

事故が発生した場合には、30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

ウ. 約定履行費用保険

事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

エ. 身元信用保険

不誠実行為または損害が発生した場合には、その事実を遅滞なく当社まで書面でご通知ください。ご通知がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

②この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。【NPO賠償責任保険、約定履行費用保険、身元信用保険】

③この保険には、保険契約者である団体等、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は当社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。【NPO賠償責任保険、身元信用保険】

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等【共通】

被保険者または保険金受取人は、当社が求める書類をご提出していただく必要があります。

(3) 保険金のお支払い時期【共通】

当社は（2）保険金の支払請求時に必要となる書類等に掲げる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(4) 保険金請求権の時効【共通】

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

13. 重複契約のご注意

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. ご契約時にご注意いただきたいこと【共通】

保険料を払込みいただきますと、所定の特約をセットした場合を除き、当社の定める保険料領収証が保険契約者に発行されますので、お確かめください。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が保険契約者に届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・保険契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2. 保険金の代理請求について【NPO団体傷害保険】

被保険者の方に保険金をご請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求することができる制度（「代理請求制度」といいます。）がございます（被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません。）。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- 当社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- | |
|--|
| ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 ^(注) |
| ② 上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族 |
| ③ 上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者 ^(注) または上記②以外の3親等内の親族 |

(注) 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金請求に対して当社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金請求を受けたとしても、当社は保険金をお支払いできません。

3. ご契約内容および事故報告内容の確認について【NPO団体傷害保険】

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について、一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、当社までお問合わせください。※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

4. 被保険者による保険契約の解約請求について【NPO団体傷害保険】

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- | |
|---|
| ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合 |
| ② 以下に該当する行為のいずれかがあった場合
・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合
・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合 |
| ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合 |
| ④ 他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合 |
| ⑤ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事が発生させた場合 |
| ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合 |

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際はご本人を証明していただく資料等をご提出していただきます。

※2 解約する範囲はその被保険者に係る部分に限ります。

※3 解約請求により、その被保険者は保険期間のうち未経過であった期間について被保険者でなくなります。

5. 共同保険について【共通】

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

●この企画書は「NPO賠償責任保険」「NPO団体傷害保険」「約定履行費用保険」「身元信用保険」で構成された「NPO活動総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。この補償内容の詳細につきましては、「普通保険約款・特別約款・特約集(NPO団体傷害保険は普通保険約款・特約集)」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

事故の
場合は

事故が発生した場合は、
遅滞なく代理店・扱者または
右記までご連絡ください。

0120-985-024 (無料)

24時間・365日受付

※IP電話からは0276-90-8852
(有料)におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

■お問い合わせは

●代理店・扱者名 IBN(アイ・ビー・エヌ)

担当者: 畑 正彦

住所: 加古川市加古川町溝之口469-5-1F

電話番号: 079-456-0880 ファックス: 079-456-0882

メールアドレス: m_hata@ibnhd.com

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

加古川支社

住所: 加古川市加古川町溝之口510-51 平成ビル4F